

# 個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討

---

令和5年11月15日

個人情報保護委員会事務局

# いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討

## いわゆる3年ごと見直し規定（令和2年改正法）

○個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）

※令和4年4月1日全面施行

### 附 則

第十条 政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

# 今後のスケジュール

2023年

9月27日 委員会「改正個人情報保護法の施行状況について①」公表

10月18日 委員会「改正個人情報保護法の施行状況について②」公表

11月15日 **委員会「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討」  
公表**

11月下旬～ 関係団体等ヒアリングを順次実施

2024年

春頃 **委員会「中間整理」公表**

# 施行状況に係る委員会における主な意見

- 個人情報の取得は、あくまでその目的との関係で必要最小限にとどめるべきではないか。また、「不適正利用の禁止」に関する規律がより実効性ある形になるよう、生成AI、認証技術の普及等、技術発展に伴う社会の変化を踏まえて、その考え方を検討すべき。また、昨今の漏えい等事案における安全管理措置の実情に鑑みて、クラウド例外を認める際の条件付け等を検討すべき。
  - 個票データの利活用について、作成の際のスクリーニングやデータにアクセスできる対象者の範囲を含めた検討を行うべき。
  - 諸外国の議論の動向も考慮しつつ、こどもの権益の保護の在り方を検討すべき。
  - 一般の国民や企業にとってわかりやすい制度設計、リテラシーの醸成に取組みつつ、漏えい等報告のあり方等、委員会としてどのような執行を行っていくべきか、具体的な目標について議論を行うべき。
  - 民間規律と公的規律の差分が必要な個人情報の共有を阻害していないか考慮、検討すべき。
  - 集団訴訟について、実務的な問題は存在するものの、個人の権益保護のための手段を増やすという観点から検討すべき。
- 
- 権利救済に実効性を持たせるため、直罰の強化や課徴金制度の導入、緊急命令の活用等を検討すべき。また、実体的な権益保護のため、同意の概念を精緻に検討すべき。
  - ペナルティの強化については、企業の個人データ利活用を阻害しないよう配慮しつつも、罰則などを引き上げる場合でもその引き上げ幅等については慎重にすべき。
  - 漏えい事故の分析等について、関係省庁との協力関係を一層充実させるべき。
  - 漏えい等報告の義務化によって判明した日常的な漏えい等の発生状況を分析し、その防止のための効果的な対策を検討すべき。
  - 犯罪のための個人情報の悪用や生成AI等、個人情報保護法単独での対応に限界がある事象についても、個人情報の保護を通じた、悪用の抑止や権益の保護の可能性を検討すべき。
- 
- 健康・医療、子ども等の公共性の高い分野において、個人情報の利活用と適切な個人の権利利益の保護のため、関係省庁等との連携の在り方を検討すべき。
  - 個人情報取扱事業者の適切な安全管理体制が確保されるよう、自主的な取組を支援すべき。また、企業や自治体の内部コンプライアンス強化に繋がる制度設計を行うべき。
  - より広い国際的なデータ流通枠組みの実現や、各枠組みへの関与の在り方を検討すべき。

# 検討の方向性①

## 1. 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方

### 【概要】

- 情報通信技術等の高度化に伴い、大量の個人情報を取り扱うビジネス・サービス等が生まれる一方で、プライバシーを含む個人の権利利益が侵害されるリスクが広がっている。
- 破産者等情報のインターネット掲載事案や、犯罪者グループ等に名簿を提供する悪質な「名簿屋」事案等、個人情報不適正に利用される事案も発生している。こうした状況に鑑み、技術的な動向等を十分に踏まえた、実質的な個人の権利利益の保護の在り方を検討する。

### 【検討の視点（例）】

- ① 技術発展に伴って、多様な場面で個人情報の利活用が進み、その有用性が認められる一方で、こうした技術による個人の権利利益の侵害を防ぐためには、どのような規律を設定すべきか。
- ② 個人情報を取り扱う様々なサービス等が生まれる中、個人の権利利益の保護の観点から、本人の関与の在り方を検討すべきではないか。その際、その年齢及び発達の程度に応じた配慮が必要な子ども等の関与の在り方はどうあるべきか、併せて検討すべきではないか。
- ③ 個人の権利利益保護のための手段を増やし、個々の事案の性質に応じて効果的な救済の在り方を検討すべきではないか。

# 検討の方向性②

## 2. 実効性のある監視・監督の在り方

### 【概要】

- 破産者等情報のインターネット掲載事案、犯罪者グループ等に名簿を提供する悪質な「名簿屋」事案、転職先へのデータベースのID・パスワードの不正提供事案等、個人情報不適正に利用される事案や、同一事業者が繰り返し漏えい等を起こしている事案が発生している。こうした悪質・重大な事案に対する厳罰化、迅速な執行等、実効性のある監視・監督の在り方を検討する。

### 【検討の視点（例）】

- ① ヒューマンエラーのような過失による漏えい等事案が多い一方で、非常に大規模な漏えい等事案等、重大な個人の権利利益の侵害に繋がるケースも発生しているところ、従来の指導を中心とした対応にとらわれない、より実効性のある監視・監督の在り方を検討すべきではないか。
- ② 重大な事案や、故意犯による悪質な事案を抑止するための方策を検討すべきではないか。また、そのための関係省庁等との連携の在り方を検討すべきではないか。
- ③ 個人の権利利益の保護のため、重大な漏えい等事案の状況をどのように把握し、適切な執行につなげていくべきか検討すべきではないか。

# 検討の方向性③

## 3. データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方

### 【概要】

- 個々の事情や特性等に配慮した政策検討が進む等、健康・医療、教育、防災、こども等の準公共分野を中心に、機微性の高い情報を含む個人情報等の利活用に係るニーズが強い。こうした中、政策の企画・立案段階から関係府省庁等とも連携した取組を進める等、個人の権利利益の保護を担保した上で、適正な個人情報等の利活用を促す方策を検討する。

### 【検討の視点（例）】

- ① 公益性の高い各分野における個人情報の利活用において、こういったケースであれば公益性が高いと考えられるか、またどのような個人情報の取扱いであれば安全性が担保できるか等の判断を、どのように行っていくべきか検討すべきではないか。また、あるべき関係府省庁等との連携体制についても検討すべきではないか。
- ② 我が国として、適切な個人の権利利益の保護を図った上で、国際的に、より円滑なデータの流通を実現するためには、こういった制度的課題があり、またどのような国際的な枠組みにおいて議論を進めていくべきか。
- ③ 個人の権利利益の保護を担保した上での個人情報の利活用を促進するために、民間事業者等の取組を促す動機付けの仕組みや支援はどのようにあるべきか。